

令和2年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年7月10日(金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時00分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
出席推進委員	5番	内田章久	10番	梅林操
	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
欠席した委員	大宮	藤原恵司		
	番			
議事録署名委員	3番	加藤幸児	4番	絹谷澄雄
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	基盤整備事業に係る換地の完了について
報告第2号	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について
協議第2号	農地パトロールの実施について

協議第3号		農業者年金受給者の現況確認について
協議第4号		「10年後の日南町の農業を考える」検討委員会について
7. その他		
8. 閉会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第4回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>先週末からの九州を襲った大雨は大変な被害をもたらし、8日には岐阜県、長野県にも甚大な被害を及ぼしています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。又、新型コロナウイルスの緊急事態宣言は解除になりましたが、まだまだコロナの脅威は薄れたとは言えません。鳥取県では4人目の発症者が見つかったとの報道がありました。関東、九州、北海道では第2波の感染拡大が続いているようですし、世界中での死者数は54万人と鳥取県の人口を上回る程の人が死亡したと言われます。</p> <p>今日は、昨年10月より、「日南町の10年後の農業を考える会」は来月8月を目途に検討を重ねてきましたが、その素案を皆様に目を通して頂き公表したいと思っています。</p> <p>国の農業従事者、約140万人の7割の98万人が65才となり、農豪・農村の持続性が損なわれかねない状況にある中、数多くの皆さんのご意見や、講演を頂きながら座長の浅田君を中心とした6名の真剣な議論により、まとめ上げたものです。日南町人口が3,000人台になろうかと思われる10年後の農業を予測するのは大変だったと、そのご労苦に皆さんと共に感謝申し上げます。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番加藤委員、4番絹谷委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号、基盤整備事業に係る換地の完了について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号、基盤整備事業に係る換地の完了についてです。日南町△△△△、△△地域で行われました、基盤整備事業を受けて、昨年一時利用地として利用権設定をしていた26筆について、換地が完了した旨の報告がありましたのでそれを受けて、地番と面積が確定していますので、報告させて頂くものです。一つ一つ読み上げることはしませんのでお読み取り下さい。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第1号	議 長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局お願いします。
	主 幹	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回は贈与の許可申請が出ましたのでご審議頂きたいと思っております。農地の所在、△△××××-×番地、登記地目は田、現況としては畑が1筆、面積は559㎡、譲渡人が△△の〇〇さん、譲受人が△△の〇〇さんです。次ペー

		<p>ジに中間図、字切図をその次には写真を載せています。実際には譲渡人のご親戚の方が所有されていた土地で20年以上前に、〇〇さんのご親戚の方が〇〇さんに売却をされていたのですが、登記がなされていなかったという事です。その後、ご親戚の方も亡くなられ、相続もなされていなかったのですが、親族内の協議相談を重ねられ、この度、〇〇〇さんが相続人という事でまとまったこともあり、改めて土地を登記したいという事で申請があったものです。今回の申請はお金の動きがありませんので、贈与というかたちで記載しています。実際には20年前に売買がなされており、〇〇さんが畑として利用されている土地です。以上です。</p>
	議 長	<p>地元委員さん補足説明をお願いします。</p>
	藤原推進委員	<p>6月30日に現地確認に行かせて頂きました。〇〇さん宅に隣接した土地と県道と隣合せの土地になります。作業線が良いので畑として作付けしておられて、特に問題は無いと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>
議案第2号	議 長	<p>議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局をお願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。次ページに総括表を付けておりますのでご覧ください。本日は中間管理機構を利用した新規の案件が5件、相対の再設定の契約が2件、合計7件です。この度の新規の案件については△△△△の△△地域であった基盤整備に伴う換地によって、これまで農地でなかったところが、農地となったものです。これを貸付するという事で、集積計画を挙げております。申請番号1番、土地の所在が△△△△××××番地、地目は畑、面積が239㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、そばの作付で使用貸借です。契約期間は令和2年7月10日から令和9年12月31日までの7年5ヵ月です。</p> <p>申請番号2、土地の所在が△△△△××××-番地、地目は田、面積が30㎡、利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が農業農村担い手育成機構、水稻の作付で水張反当6,000円、令和2年7月10日から令和9年12月31日までの7年5ヵ月の契約期間です。</p> <p>申請番号3番、土地の所在が△△△△××××番地と××××番地の田が2筆、合計面積が4,491㎡、利用権設定をする者が△△△△の〇〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が担い手育成機構、水稻の作付で水張反当6,000円令和2年7月10日から、7年5ヵ月の契約です。</p> <p>申請番号4番、土地の所在が△△△△××××番地、地目は畑、面積が560㎡、利用権設定をするものが△△△△の××××さん、利用権設定を受ける者が担い手育成機構、その他野菜の作付で使用貸借です。契約期間は令和2年7月10日から7年5ヵ月です。</p>

	<p>申請番号 5 番、土地の所在が△△△△××××番地、他、畑が 5 筆、合計面積が 2,212 m²、利用権設定をする者が△△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借です。契約期間は令和 2 年 7 月 10 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 7 年 5 ヶ月です。</p> <p>申請番号 6 番と 7 番は相対の再設定の契約ですのでお読み取り下さい。合計で 7 件 14 筆、面積が 13,008.00 m²です。宜しく申し上げます。</p>
事務局 長	<p>先程の案件で新規の 2 番ですが、面積が 30 m²の田となっております、これは抵当権の関係で一窪の中に 2 筆あるという形のもので、当初、畑で換地する予定でしたが、田んぼとして換地されたということで、30 m²という面積で今回挙げております。5 番については畑ですので、水稻ではなくそばを作付けされる予定と伺っています。訂正をお願いします。</p>
1 番	<p>5 番目の申請についてですが、今、水稻からそばに訂正されましたが、教えてもらいたいのは、地目が畑の場合、水稻にしても大丈夫でしょうか。</p>
事務局 長	<p>基本的に畑は畦畔がありませんので水がたまらないという事になっていきますので、あくまで田は水路があって、水がたまるような畦畔が無いと田とは言えませんので、ここは水がたまるようにはなっていないという事です。</p>
1 番	<p>地目が畑でも、実際、圃場整備で水稻が作れる状況にあるんですよ。そういうところもあるんです。水もあるし排水路もあるし勾配はなるいんですし、そういうところはどうなりますか。</p>
事務局 長	<p>そういうところは現況で判断するというのが農地法でありますので、水をためることが出来て、稲を植え付けることができれば田というかたちにはなるかと思いますが、そういう状況を個人でされたのかどうかわかりませんが。</p>
1 番	<p>実際そうなるんで、作付け出来ればいいんですね。</p>
8 番	<p>今の質問を横取りして申し訳ないですが、今回の畑換地になったところの現状の確認はされましたか。畑で換地してあるのに、水口が付けてあって、畦畔が付けてあって、そういう状況があるか無いかということ。と言いますのも、かなり前のことですが、△△で圃場整備された時に、畑換地がしてあるのに、水口があって、畦畔があって、地元に必要な説明がされずに、当然地元の人には田んぼとして水稻の作付をしてきて、転作問題で相当な見解になったことがあるんです。そういう事態もあるので、今回も本来、田んぼの免責開田は国の法律として許されていないはずなんで、そういう状況のものを圃場整備で作ること事態、間違いだと思いたいますがそのあたりをしっかりと確認して明確にしてほしいと思います。</p>
事務局 長	<p>△△△のところの畑には、畦畔は無かったと思っております。開田の話が先程もありましたが、昨年、△△で残土処分地の話があって、一旦非農地にしたものを元に戻すのは開田に当たるのではないかと県に確認しましたが、その時の回答は全く開田がいけないわけではないというような中途半端な回答が返ってきました。いずれにしても開田というのは基本的には</p>

		ダメだと事務局では考えています。
	8 番	開田が法的にまったくだめだとは自分も解釈しておりません。ただ、実際の耕作の段階で新規開田地に水稻を作るなら、その面積相当のものは従来の水稻の田んぼでの作付けを減らすと、それが当然の義務として課せられるという事をきっちりとPRしてあるかという事が問題なんです。だから、トータルとしてコメの作付けを増やさないという前提の中でまだ、開田が許されていると理解しています。関係者がそのあたりをわきまえたうえで指導していかないと、必ず農家は楽な方を選んでしまうので、徹底した指導が必要だと思います。
	1 番	それを許されて、水稻を作付けした場合、中山間には入れますか。実際にそういうところがあって、中山間は除くと言われたんですが。
	事務局 長	中山間は、基本的には、農振農用地というのが一つ大きな縛りがありますが、それに入っているかという事がポイントになってくると思います。
	議長	いろいろ問題提起されておりますが、今回の議案の5番は、地目が畑で、そばを作るという事ですので、今の1番さん8番さんのご意見は事務局で整理して、次回、もう一度答弁をして頂きたいと思います。 議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	議案第3号、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	議案第3号、農用地利用配分計画案についてです。次ページに集計表を付けておりますのでご覧ください。今回は1件の集積になります。先程の議案第2号で機構を通じて挙げております10件を一人の方が受けられるというものです。利用権設定を受ける者が△△△△の〇〇〇さん、設定する農用地が△△△△の××××番地、他合わせて10筆、合計面積が7,532㎡、地目によって、使用貸借、賃借権等ありますが、期間としてはすべて、令和2年9月1日から令和9年12月31日の7年4ヵ月となっています。以上です。宜しくお願い致します。
	議長	議案第3号についてその他ご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議長	農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について事務局お願いします。
	主 幹	公務災害補償制度保険の前年度の加入状況を説明し、今年度も同等の内容のA型2口で加入することとなった。
協議第2号	議長	令和2年度農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について事務局お願いします。
	主 幹	調査の進め方について説明し、調査日程の調整をお願いした。

	事務局 局長	農地パトロールの際に併せて非農地通知の下見をしたいと考えています。事務局で候補地として挙げているのが、菅沢、佐木谷、福万来、中石見、阿毘縁です。山上、中石見は件数が多いので、昼過ぎると思われるのでそれも含めた日程調整をお願いします。
	議長	日南町議会へ、今年度の農地パトロールは、地域の農地の実情を見て頂きたいので、一緒に農地パトロールをお願いします。と議長に申入れています。議員さんの顔ぶれを見ますと、ほとんど非農家の議員さんですので、農地の実情を目にして頂いて、議会活動に反映して頂きたいという思いがありますので、是非、実現させてもらいたいと思っています。事務局調整をお願いします。
	3 番	確認した後はどのような処理の仕方を考えておられますか。毎年パトロールで確認をするわけですが、何年も前から同じことを言っていますが、そろそろ町として農地をどういう方向付けに持っていくのか、はっきりをしたものを出して、進めていかないと、いつまでもこの時期になってパトロールしてどうなのかなと思う。
	8 番	3番委員さんが言われるのは、要はパトロールした時の判定で復元可能なものには復元指導するとか、ダメなものは非農地処理にするにしても、それ以前に、パトロールする必要のない荒廃農地が山ほどあるものを、どう処理していくかという事の方性はあっても、全く動いてない、そのところの進め方を言っておられるのではないかと思うのです。解りますか。
	事務局 局長	非農地通知は進めていきたいと思っています。最初ですのでしっかりと現地確認しながら進めていきたいと思っています。いずれにしても B判定の農地はできれば山際とか谷間のところから非農地は進めていきたいと思っています。例えば、広い農地の真ん中の方にB判定の農地があった場合は、なるべく最後の方に判断したいと考えています。△△の圃場整備がありますが、その予定地にB判定の農地が入っているという事もありますので出来るだけ山際、谷間から進めていきたいと思えます。
	3 番	まだ、具体的に言えば、非農地通知をしてしまえば、委員会はそれでいいのか、町はどうなるのか、受け取った農家の方はどうなるのか。そこまでケアをしてあげないといけないのではと思います。委員会としては非農地にすれば、はいさよならで良いかもしれないが、それは逃げの一手であって、それで本当に土地を持っておられる方はいいのか。農地でなければ農地でないようなものが出来るでしょう。今制度上で。委員会が調査をして、まとめて登記所に出せば、地目の転用は出来るでしょ。それを何年も前から言っているのに、前の局長はします。今度の局長はですけどもという事でいつまでたってもらちがあかん。毎年同じようなことをパトロールでして、どうなのかなという事です。
	議長	私も議会に招致された時に、農地として、守るべき農地は守り、どうにもならない荒れた農地は非農地化していきたいと思って、そういう方向にしていけないといけんじゃないかと思っております。農地部会もあります

		ので、そこで農地パトロール後の動きの検討を進めて頂きたいと思います。
協議第3号	議長	農業者年金受給者の現況確認について事務局お願いします。
	主幹	農業者年金受給者の現況確認について、本日、机上に各地域に分けた資料を置いています。経営移譲年金をもらっている方の後継者の方が現在耕作しておられるかどうかの確認を毎年お願いしております。今年度もわかる範囲で確認して頂いて、事務局にお知らせ下さい。
協議第4号	議長	「10年後の日南町の農業を考える」検討委員会について、浅田委員さんお願いします。
	浅田委員	<p>10年後の日南町農業の将来ビジョンを考えるにあたりまして、座長を務めさせて頂きました浅田です。このビジョンはあらかじめ配布させて頂きましたので、要点をかいつまんで説明します。</p> <p>このビジョン作成に当たり、一部関係各機関が記述した文書を引用させて頂いておられます。</p> <p>最後になりましたが、ご多忙の中、ご講演をいただきました、日野振興局の福本課長補佐、鳥取県農業会議の倉益事務局長、JA鳥取西部の大塚常務、中村日南町長にはビジョン作成にあたって道しるべとなる話をして頂きましたこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。</p> <p>将来ビジョンをまとめて提言するまで、9カ月の月日を要しました。なかなか会議が開かれない中、考える会を6回、講演を4回行いました。委員になられた6名の皆様、毎回相談役として出席して下さいました梅林会長、会議録をまとめて下さった農業委員会事務局、公私多忙の中、有難うございました。このビジョンを農業委員会の皆様に示し、ご意見を頂戴し、修正、追加を行いたいと思いますので宜しくお願い致します。</p>
	議長	有難うございました。冒頭に申し上げましたように、日南町の人口も10年後には3,000人台に落ち込むのではないかとという中で、いろいろ検討頂いて有難うございました。再度、目を通して頂いて、ご意見及びお気付きの点は事務局へお願いします。
その他	事務局長	次回総会は、令和2年8月11日（火）午後9時00分から開会予定です。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員